

<質問>

公明党、内藤議員の代表質問に続きまして、市政全般にわたって質問いたします。

最初に、環境行政について何点かお伺いします。

まず、温暖化防止の取り組みについてです。

政府は、2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標を掲げ、現在、チャレンジ25と銘打って、オフィスや家庭などにおけるCO2の少ない生活スタイルの提案や、関連政策の情報提供など、あらゆる政策を総動員し、国を挙げての取り組みを開始しました。目標達成に向けては、国民、事業所、行政がそれぞれの役割分担のもと連携して取り組みを進めることが重要であり、とりわけ、国や地方自治体のリーダーシップが強く求められるものと思われれます。

我が国ではこれまで、循環型社会構築を目指し、また、低炭素社会の実現のため、ごみの減量や徹底したリサイクルの推進を図ってきたところです。

本市でも、この4月から、ミックスペーパーの毎週回収を実施し、可燃ごみを一層減量化することにより、CO2の削減を一層進めることとしています。2月号の広報によれば、ミックスペーパーの毎週回収によりCO2排出量475トンの削減効果が期待でき、これは東京ドーム18個分の針葉樹林のCO2吸収効果に当たるとされています。市民にとっても非常にわかりやすく、高く評価するところです。

このように、25%削減のためには、それぞれの主体が何をすべきか、特に、政府が国民運動として取り組むと言っている以上、一人一人が自分自身の問題としてとらえることができるよう、具体的な方策をわかりやすく示すことが重要です。

こうした中、平成20年6月の法律改正により、特例市以上に地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定が義務づけられ、平成22年度予算に策定費が計上されているところです。25%削減に向けたチャレンジ25運動がスタートした中で、何をすればCO2がどれくらい削減できるかをわかりやすく示す計画であってほしいと願うものですが、計画策定に向けた体制づくりやスケジュールについてお示し願います。

二点目に、**グリーンニューディール基金**についてお伺いします。

政府は、チャレンジ25の実現に向けて、昨年12月に策定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のうち、環境関係として、エコ消費3本柱の推進関連、成長戦略への布石関連の幾つかの施策を盛り込んでいます。このうち、先ほどの実行計画の実施促進のため、中核市・特例市グリーンニューディール基金が位置づけられ、第二次補正予算が成立したことにより、具体的に実施可能の状況になったところです。

これを受け、本議会に基金設置条例案及び補正予算案、また基金を使った事業に係る平成22年度当初予算案が上程されています。25%削減のために何をすべきかは、今後策定される実行計画に期待するとして、現時点ではできるところから、また、利用できる制度は積極的に利用するということが必要ではないかと思うところであり、当局の

素早い対応に敬意を表するところです。

そこで、チャレンジ25の実現に向けた施策としての位置づけを持つこの事業の概要と、その実施によりどのくらいの温室効果ガス削減の効果を見込んでいるのか、お伺いします。

三点目に、**LED灯の導入について**お伺いいたします。

政府の緊急経済対策の環境関連施策の一つとして、LED電球等の利用促進があります。LED電球については、寿命が長く、消費電力も少ないことから、CO2削減効果が高いとされ、エコポイント制度を使いながら、今後、国を挙げて利用を促進する方針が打ち出されています。温暖化防止という地球規模で取り組むべき課題解決の上から、大いに推進すべき取り組みだと考えます。

一方、最近では、省エネのほか防犯上の効果もねらって街路灯に青色LED灯を導入する事例がふえています。私の地元の池田公園にも、昨年3基設置していただきましたが、明るく、しかも気持ちが落ち着く色合いだと地域の方々の評判も上々であり、もっとふやしてほしいとの要望が多数寄せられている状況です。

今後、LED電球は普及が一層進むものと思われませんが、省エネ効果とともに防犯効果も期待される青色LED灯を街路灯に導入することが安全・安心なまちづくりの点から有益と考えられます。この点について、当局のお考えを伺います。

四点目に、**一般廃棄物の焼却残さ処分の今後の見通しについて**お伺いします。

県は先般、昨年操業開始した明野廃棄物最終処分場の埋め立て期間の延長を求めて地元協議に入る方針を明らかにしました。長い年月かかってようやく操業開始した明野廃棄物最終処分場ですが、5.5年という埋め立て期間内で収支バランスをとることが困難というのがその主な理由のようです。

しかし、このことは本市の環境行政にも少なからず影響を及ぼすものと思われれます。明野廃棄物最終処分場の5.5年を前提に計画されている笛吹市境川町の次期最終処分場の隣接地には、山梨県ごみ処理広域化計画に基づき、本市を初めとする4市の新ごみ処理施設の整備計画が具体的に進んでいます。県は、できる限り影響が出ないように十分配慮すると言っているものの、今後、産業廃棄物実態調査の結果や、明野廃棄物最終処分場への搬入状況等を見ながら、段階施工なども含めた整備計画の見直しを行う旨、明言をしています。

甲府市の現環境センターの使用期限の点から、新ごみ処理施設の整備計画は一刻のおくれも許されない厳しい現実に直面しており、4市のごみ処理施設と県の次期処分場がセットの共同事業的な形でこれまで推移してきたことを考えると、県の方針に不安を感じないわけではありません。

また、笛吹市境川町の次期処分場は、明野廃棄物最終処分場と違って一般廃棄物の焼却残さも受け入れるとされていることから、大いに期待してきたところです。

焼却灰処分場が埋め立て期間満了により終了する本市では、今後、全量が県外持ち出

しとなることから、新ごみ処理施設の稼働時期や次期処分場の稼働期間は特に関心の高いところです。焼却残さの県外持ち出しがいつまで続くのか、また、県外の処分場も逼迫しつつあり、今後さらに廃棄物の自県内処理の要請が強まる状況の中で、焼却残さの処分も次第に厳しくなるのではないかと懸念するものです。

こうしたところから、県の次期処分場に関する方針決定について、どのように受けとめているのか、また、今後の焼却残さの処分の見通しについて当局の考えをお聞きします。

次に、**住宅用火災警報器の設置義務化に伴う市民生活の安心確保**に関して伺います。

消防法の改正に伴い、来年5月末までにすべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられているところですが、総務省が先般発表した設置推計率を見ると、全国で50.2%、本県は28.0%と、設置が進んでいない状況にあります。

もとより、一人一人が火を出さないという防火意識の徹底が必要なことは当然ですが、高齢者等が住宅火災で逃げおくれ、犠牲になる痛ましい事故報道に接するたび、万が一の火災発生の際に早期発見を可能にする火災警報器の重要性について改めて痛感するところであり、すべての住宅での早期設置が望まれるところです。

こうした中、ひとり暮らしの高齢者世帯や老夫婦のみの世帯、また、障害者世帯など、万が一の際の迅速な避難行動に不安のある世帯が増えています。このような世帯の中には、設置義務化の情報がなかなか行き届かなかったり、あるいは日々の生活費を切り詰め、わずかばかりの年金でぎりぎりの生活をして、設置費用もままならないといった世帯も少なくないと思われます。ましてや、百年に一度と言われる経済危機からいまだ脱していない社会経済情勢にあって、日々の生活に追われ、余裕のない世帯も少なくないのではないのでしょうか。こうした現状にかんがみると、残り1年余で市内すべての住宅に火災警報器が設置されるか、不安を覚えるものです。

消防本部では、ホームページ等で広報を行っていますが、市行政としても市民生活の安全・安心確保の上から、協働して設置に向けた情報の提供や低所得者への支援等、きめ細かい措置を講じ、設置の機運を盛り上げる必要があります。

そこで、まず第一に、市が管理する市営住宅について、火災警報器の設置状況をお示してください。

第二に、災害弱者である高齢者世帯や障害者世帯については、日常生活用具の給付制度中に、火災警報器も位置づけられていますが、民生児童委員等を通じて設置義務化のPRも含め、一層の制度の周知を図るべきこと、また、設置がより一層進むよう、自己負担額の軽減等、制度の拡充をすべきと考えますが、当局の見解をお伺いします。

最後に、子育て支援の観点から、**乳幼児健診及び育児相談の利便性の向上**についてお伺いします。

安心して子供を育てられる環境整備の上で、乳幼児の健診は極めて重要です。特に初めての子供の場合、健診や育児相談が育児不安を和らげる希望のともしびとなっていることは言うまでもありません。しかし、核家族化の進行や共稼ぎ世帯の増加、車を持たない若い母親の増加など、健診を受けることに難儀する事例が少なくありません。

こうした中、本市においては、乳幼児健診は旧市立甲府病院跡地の保健センターで一月に複数回実施されており、受診機会は一応確保されているようです。ただ、本市は南北に長いことを考えると、受診会場までのアクセスが非常に気がかりの状況にあります。近くを通る路線バスはなく、また、最寄りの鉄道駅である身延線南甲府駅からは子供を抱いて歩くにはちょっと距離があります。車を持たない母親も少なからずいることを考えると、不便を感じる方もかなりいるのではないのでしょうか。これが第2子が乳児で、しかも上の子もまだ小さいといった子育て真っ最中の家庭の場合、なおさらの感があります。

加えて、保健センターの建物の老朽化も気になるところです。市外から転居してきた方が、保健センターまでようやくたどり着いたら、抱いていたイメージと余りにかけ離れた建物の状況に愕然としたという声をしばしば耳にします。

新庁舎建設等の重要な課題が山積する状況ではありますが、子育て中の大事な若い世代の定住化のためにも、健診会場をふやすといったことや、アクセスのよい場所に移転するといったことも検討に値すると思います。この点について当局の見解をお示ください。

以上で、最初の質問に区切りをつけます。

<答弁>

○市長 兵道議員の御質問にお答えをします。

地球温暖化対策新実行計画への取り組みについてであります。

国では、今国会で提出する地球温暖化対策基本法の要綱案の中で、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を2020年までに1990年比で25%を超えることを定め、その対策として県を初め市町村を中心とした地域においてさまざまな取り組みが行われてまいります。本市では、今後の地球温暖化対策の指針となる地球温暖化対策新実行計画の策定に向け、現在、準備を進めています。この実行計画は、2050年までの中長기를視野に入れ、本市の自然的・社会的な条件に応じた実情の基礎調査を実施し、事業者の意見やパブリックコメントによる市民の意見を参考に策定をしてまいります。また、この実行計画には、地域の事業者及び市民の皆様の参画のもとで、エネルギー地産地消を目指した再生可能エネルギーの利用促進や、地域の環境整備を目的とした公共交通機関の利便の増進、さらには、緑地の保全や緑化の推進を定め、本市の温室効果ガスの排出抑制と循環型社会の形成に努めてまいります。

なお、この実行計画の策定に当たりましては、策定内容が多方面にわたるため、環

境部内に地球温暖化対策担当課長を設置する中で、平成２２年度・２３年度の２か年を策定年度とし、初年度に策定に向けての基礎調査を実施するとともに、翌年度に実施計画の構成、方針などを定めてまいります。御理解を賜りたいと存じます。

他の御質問につきましては、関係部長からお答えをさせます。

以上です。

○福祉部長 福祉部にかかわる二点の御質問にお答えいたします。

初めに、**住宅用火災警報器の設置**についてであります。

住宅の用途に供される防火対象物に住宅用火災警報器を設置することにつきましては、居住者の安全・安心を確保する観点から、平成１８年６月に改正消防法が施行され、義務化されました。甲府地区広域行政事務組合の構成市町においては、同組合の火災予防条例に定める平成２３年５月３１日までに住宅用火災警報器の設置を行うこととなっており、現在、同組合消防本部のホームページなどを通じまして、関係住民への周知が図られているところであります。

こうした中、本市におきましては、特に火災発見から回避までに十分な時間を要する高齢者や障害者に対しまして、住宅用火災警報器の設置に係る助成措置を適宜講じているところであります。具体的に申し上げますと、高齢者につきましては、低所得者で６５歳以上のひとり暮らしもしくは寝たきりの方を、また、障害者につきましては、障害等級２級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯もしくはこれに準じる世帯の方をそれぞれ対象として、住宅用火災警報器の設置費用の一部もしくは全額を助成しております。

いずれにいたしましても、経済的理由や心身の障害にかかわらず、すべての市民がひとしく火災から生命・財産を守ることができるよう、今後も関連する福祉施策の推進を図るとともに、関係機関等の協力も得ながら、周知に努めてまいります。

なお、自己負担の軽減拡充等につきましては、同種の助成制度間の均衡や負担の公平性などを踏まえる中で、適切に判断してまいります。

次に、市営住宅への火災警報器の設置につきましては、平成１８年度から５年計画で年次的に設置を進めており、平成２１年度までに対象となる２，０８０戸のうち１，６０３戸（７７．１％）の住宅に設置済みであります。平成２２年度には里吉団地ほかの４７７戸に設置し、市営住宅全戸への設置を完了する計画となっております。

次に、**乳幼児健診受診者の利便性向上**についてであります。

本市保健センターは、母子健康手帳の交付を初め、乳幼児健診、健康教室、予防接種並びに成人高齢者保健事業など、年間を通じまして延べ１万５，０００人の方が利用されております。

特に、乳幼児健診やポリオ予防接種を行う際には、多くの市民が自家用車を利用して短時間に集中し来庁されることから、周辺の民間駐車場を借り上げるなど駐車スペースを確保するほか、職員による混雑解消のための場内整理にも取り組んでいるところであ

ります。

なお、場所がわかりにくい点につきましては、今後も広報誌などの媒体を積極的に活用する中で、市民周知に努めてまいります。

また、健診会場の増設につきましては、診察担当医の確保や診察室の設定、医療衛生器具の管理など、課題も多いところではありますが、利用者の利便性向上に資する観点から、引き続きその可能性につきまして検討してまいります。

移転につきましては、保健センターの設置の経緯や医療福祉会館との機能連携、さらには地域の意向を踏まえた公共施設の跡地利用のあり方など、さまざまな視点から庁内論議を深める中で調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○環境部長 環境部にかかわります数点の御質問にお答えをいたします。

まず、**グリーンニューディール基金の活用及びＬＥＤ灯の導入**についてであります。

国では、緊急経済対策の一環として、地域の実情に応じて地球温暖化対策等の喫緊の環境問題を解決するため、特例市以上の地方自治体に、地域グリーンニューディール基金の創設に対し補助金を交付し、地域の取り組みを支援することで当面の雇用創出や環境対策の実施による地域の活性化を図ることとしています。

本市では、今議会に甲府市グリーンニューディール基金条例（案）を提案するとともに、この基金造成によりまして、積立金５，８５４万円を原資に、来年度予算に地球温暖化対策に有効な公共施設省エネ・グリーン化推進事業を計画しております。この事業の具体的な内容につきましては、本市の公共施設であります都市公園や道路等に設置している照明灯を、現行の水銀灯からＬＥＤ灯などに取り換え、温室効果ガスの効果的な削減に取り組むものであり、地域の防犯対策にもつながることから、自治会などからも要請をいただいております。安全で安心なまちづくりを進める上でも大きな効果が期待されております。

また、この事業実施における温室効果ガスの削減量につきましては、現在、本市が管理する公共施設での年間の温室効果ガスの発生量が約６万９，４３５トンであり、そのうち、今回分の事業実施だけでも約３６．５トンの削減が見込まれております。この削減量は、一般家庭から１年間に排出される温室効果ガスの７世帯分に相当するものであります。

なお、御指摘のＬＥＤ灯の防犯街路灯への導入につきましては、今後、本市が策定する地球温暖化対策新実行計画に位置づけ、年次的な推進について関係部局と検討してまいります。

次に、**焼却残さ処分の今後の見通し**についてであります。

県の次期最終処分場建設につきましては、明野廃棄物最終処分場の関連により整備計画の見直しが議論されるとともに、環境影響評価業務の遅延などにより建設計画への影響が懸念されております。

本市としては、現有ごみ処理施設の使用期限を踏まえ、県の処分場建設と一体的に整備する次期ごみ処理施設の建設におくれが生じることのないよう、県に対して計画どおりの推進を強く申し入れたところでございます。

今後の焼却残さ等の最終処分につきましては、早急な自前の処分場建設が大変困難なことから、現在、山梨県が笛吹市境川町へ建設を計画している処分場が供用開始するまでの間は、全量を複数箇所の県外民間最終処分場に委託処理することといたしました。

また、県外への焼却残さ処分は、大きな財政負担を伴いますことから、指定ごみ袋制度による分別の徹底や、ミックスペーパーの全市域毎週回収などの新たな減量施策の導入により、さらなるごみ減量化に取り組み、負担軽減に努めてまいります。

以上でございます。

＜再質問＞

それぞれに御答弁いただき、ありがとうございました。

それでは、二、三、要望と再質問をいたします。

最初に、要望の方から申し上げますが、火災警報器につきましては、現状の助成制度によって対応を考えていくという御答弁でしたけれども、せっかく制度がありながら余り知られていなかったのかなと、そんなような感じを私は抱いております、恐らくこれから脚光を浴びてくるのかなというふうに思います。しかしながら、高齢者については、低所得者の中でも、ひとり暮らしのほか老夫婦世帯、老老世帯で低所得者、住民税非課税世帯、そんなような世帯も多々あるかと思います。現行の制度上はひとり暮らし高齢者世帯といったような書きぶりになっておりますが、こういった低所得で夫婦で力を合わせながらぎりぎり生活していく、そういった老老世帯についても支援を考えていただきたいというふうに思っております。

また、インターネット環境が整っている高齢者世帯というのは非常に少ないというふうに思います。よく広報周知措置としてホームページ掲載等を言われるところですが、むしろ高齢者にとってはインターネットというのはまだまだ使いこなされていないということも想定されることです。したがって、自治会や民生児童委員さんによる情報の直接の周知徹底、これもお願いをしたいかなというふうに思います。いずれにしても、大切な市民の生命、財産を守る上からも、このような点について今後検討を要望したいというふうに思います。

また、保健センターの件についても丁寧にお答えをいただいております。若い世代が甲府に住んでよかった、甲府に住みたいよ、定住化をしたいよと、そんなようなことが実感できること、いろんな子育ての上で条件が整備されているような、そういった場所を若い世代の方々は好むというふうに思います。現況、保健センターも私も数回足を運ばせていただきましたけれども、車がないとちょっとしんどいかなということも感じております。県外から転居されてきた方も、都会では車は必要ない、そんなようなと

ここで暮らしていた方が甲府に来たときに、まずどこにあるのか地理もよくわからない。わかって、ちょっと遠いといったような声も多々伺っております。ぜひとも、課題が山積する中でございますけれども、先ほど庁内論議というような御答弁をいただきましたので、今後、ぜひ検討を要請したいというふうに思います。

環境行政についてですけれども、先ほど、実行計画等の策定体制、スケジュール等についてお伺いをさせていただきました。2050年までの中長期的な目標の中でCO2の削減等、取り組みを計画の中でうたっていくと。確かに、自分たちの子供や孫の世代、ましてや、再び果たして、単純に考えて、自分自身が仮に万が一再度生まれてきたときに地球環境が破滅していた、そんなようなことだと、非常にゆゆしい問題だなと。このように一人一人が自分自身の問題として、このCO2を自分が削減しなければこれからいけないよといったようなことを実感できるような、そんなような計画づくりというのを再度要望をしていきたいというふうに思います。

あと、最後にちょっと再質問をさせていただきたいんですが、先ほど、焼却残さの関係についてお聞きしましたけれども、この点について若干再度質問したいんですが、確かに笛吹市境川町の4市の新ごみ処理施設、これは県と共同事業的な形で一緒にスケジュール的に組んできたといったようなことでございます。その前提となるのは、やはり今の環境センターの使用期限の問題もでございます。仮に、新ごみ処理施設が時期がおくれてしまうといったことになると、現環境センターの使用ということも再度地元に対してお願いをしていかなければならないような、そんなような事態も想定されます。そうすると、焼却残さの処分も、市独自の県外持ち出し期間が延びてしまう、そういうようなこともあって、そういう事態に遭遇すると、経費自体も、今後、見込み以上の負担を強いられてしまう。笛吹市境川町のごみ処理施設を取り巻く状況というのは非常に微妙な状況にございます。こうした、仮に計画が非常におくれてしまう、そういったような最悪のシナリオも想定して、先ほど、県に対して強く申し入れをされたということを御答弁の中でお聞きしましたが、こうした言うなれば最悪のシナリオ、使用期限、使用が計画どおり操業開始できない、そういったようなシナリオも想定して、一体、県が今、整備計画の見直しということに言及しておりますけれども、県の結論は具体的にいつごろまでに出るのか。また、県の都合によって新ごみ処理施設の操業時期がおくれた場合、焼却残さの県外持ち出しの費用も県に負担してもらう、また、このような事態を避けるためにも、当初計画どおり事が進むよう、再度強く求めること、こうしたような三点について、市長のお考えを再度お聞かせを願いたいということでございます。よろしくお願いします。

<再質問に対する答弁>

○市長 兵道議員の御質問に総括的にお答えをしたいと思います。

県が、新しい最終処分場の段階的な見直しをしたい、そういうふうにおっしゃられて、

ただ、それに補足して、4市で進めている焼却場の建設事業については、その妨げにならないように努力をする、そういうふうにおっしゃっておられることは御案内のとおりだと思います。ただ、私どもが現地でその衝に当たっている一部事務組合の職員と打ち合わせをしたり、細部にわたっての詰めをしたところ、県が言うように、段階的な見直しをすれば、必ず、必ず私どもの計画に遅延が生ずる。でありますので、先ほどの言葉と一致をしないから、だから具体的におくれる内容について精査をし、項目を挙げ、4市の首長がそろってもう一度向こうへ行って話し合いをしようではないか、そういうことになっておりますので、全部の、すべての市が今のところ3月の議会が始まっていて、非常に忙しいことを続けていますが、折を見てなるべく早い時期に出かけて行って、具体的なものを示して、見解を問う作業をしたい、そんなふうに思っています。

幾つかございましたけれども、おくれることにより、年度が区切られていますので、順次延べ送りになっていけば、今の焼却場の地元の皆様方にも迷惑をかけることになりますので、極力、議員が御懸念なされているような事態が起きないように頑張っていくつもりであります。

ただ、自然の災害というと、ミゾゴイさんにはあれだけど、あんなものが出てくると、たまらんですね。まあいろんなことで、話し合いをしながら地元の理解を得ていくのは当たり前のことですが、前にも動物や自然のそういうもので、人間が引きずり回されているのはおかしいじゃないかという御意見もございましたけれども、私どもも環境を守っていく、そういう希少な価値のものがそこで生活をしていけるような環境を守ること、また環境政策の一部でありますので、ごみをちょっとして片づけるようなぐあいにはいかないということも御理解を賜りたいと思いますが、繰り返しになりますが、懸念されたような事態にならないように、あの手この手を使って努力をしているつもりであります。

以上で私の答弁とします。よろしくお願いします。

<まとめ>

今、市長の力強い決意のほどをお聞きいたしました。やはり廃棄物行政は非常にデリケートな問題だと思います。タイミングを外すことによっていろんなこじれが生じてしまう、これは私の経験からもそんなようなことを感じておりますので、ぜひとも順調に進みますように、今後とも一部事務組合での議論も深めながら、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。